

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間:2023/10/01～2024/09/30

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

**\* マージン率の計算式**  
マージン率=(派遣料金の平均額-派遣スタッフの賃金の平均額)÷派遣料金の平均額×100

|                                 |                                       |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 事業所名称                           | 株式会社元創 本部                             |
| 事業所所在地                          | 東京都新宿区西新宿6－26－11<br>成子坂ハイツ1002・1003号室 |
| 派遣労働者の数<br>(2024年9月30日付け派遣労働者数) | 6人                                    |
| 派遣料金の平均額                        | 20,903円                               |
| 派遣労働者の賃金の平均額                    | 9,046円                                |
| マージン率                           | 56.72%                                |
| 労働者派遣法第30条の4第1 項の労使協定に関する事項     | ・締結なし                                 |
| 教育訓練に関する事項                      | ・ビジネスマナー教育<br>・業務遂行訓練<br>・リーダー就任研修    |
| その他参考事項                         | ・健康保険・厚生年金・雇用保険加入                     |